

午後二時三十五分開会

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、本日、お忙しいところお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

前回お伝えをいたしましたように、これからは論点を絞って議論をさせていただきたいというふうに思います。

先日の全体会議で、政府報告を前提とした議論の進め方に反対だ、こういう御意見もあったところでありましても、賛同する御意見、あるいは速やかに結論を出すべきだ、そういう御意見も多数いただきました。

衆参正副議長四者におきましては、本日の議論というのは、政府報告に示された皇族数の確保の方策についての議論としてばかりではなくて、国会として示した附帯決議、すなわち安定的な皇位継承確保策を議論するという、そういう附帯決議がございませうけれども、その附帯決議が土台にあるんだという認識をしておりますので、今回、こうした論点を二つに絞って進めることについて御理解をいただきたいというふうに考えております。

本日は、その二つに絞った論点のうち一つである「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」を論点として意見交換を行いたいというふうに思います。女性皇族が皇室に残る形での制度設計を考えるとした場合に、配偶者やお子さんの身分をどのように考えていくべきかという観点を中心に意見交換を行っていただきたく思います。

なお、本日の会議にも、内閣官房の山崎参与、

溝口室長に陪席をいただいております。また、本日の議論は憲法論、法律論にわたることが想定をされるため、内閣法制局の佐藤第一部長にも陪席をいただくことにいたしました。また、憲法解釈につきましては、衆参法制局の橘局長、川崎局長に御発言いただくこともあろうかと思っております。よろしく願います。

なお、前回の全体会議で配付いたしました各党各会派の意見の要点の資料のうち、本日の議論の関わりの深い部分を抜き出した資料をお手元に配付しておりますので、議論の参考にしていただければと思います。本資料につきましても、記者会見での配付とホームページでの公開を行います。

議論は、自由討議のような形でお互いに意見交換を行っていただければと思いますけれども、他の党に対して質問、確認の発言を行う場合は、発言の冒頭にどの党に対する質問か明示してから発言をいただくようにお願いいたします。

なお、時間の都合上、今日は全体で一時間から一時間半程度考えておりますけれども、発言はなるべく簡潔にお願いしたいと思います。御協力のほど、よろしく願います。

それでは、発言を希望される場合はお手元にある名札をお立てをいただきたいと思います。なお、発言が終わりましたら名札を戻していただくというふうをお願いしたいと思います。

それでは、どの党からでも結構でございますが、御発言のある党あるいは会派からお願いをしたいというふうに思います。

じや、自由民主党さん。

○参議院議員（中曽根弘文君） 発言の機会いただいて、ありがとうございます。

我々自由民主党は、この女性皇族の婚姻後の皇族の身分保持につきましては、お手元の資料にありますように、このことについては賛成でありますが、配偶者、子について皇族の身分を有することなくというところで見解を述べております。

そこで、立憲民主党さんにお伺いしたいんですが、以前からも御発言ありましたけど、この資料にありますように、女性皇族が婚姻後も皇族として残るところまでは異論ないと、その後で、皇族としての身分を配偶者、子に付与する案、それから皇族としての身分を付与しない案と、まあ二案みたいな形で、憲法上の諸課題もあるというふうなことも御指摘されておりますが、各党、おおむね各会派の御意見は、この皇族の身分保持については賛成のところが多々ございます。そして、この配偶者、子につきましても身分を有することないという御意見が多いように思います。立憲民主党さんの中におきまして、このことについてどういう方向性に今後なるのか、議論されているのか、その辺、もし状況を教えていただけたら有り難く思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） それでは、立憲民主党さんへの質問もございましたので、その質問にお答えをすることも含めて御発言いただければというふうに思います。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） ありがとうございます。

まず、我が党の主張は、まずはこの配偶者と子

を皇族とする案としない案、この長所、短所を指摘して、検討が必要であるということが最も重要だというふうに示したものであります。したがって、皇族としない主張の是非のみを対象とした議論とすべきではなく、双方が合意に向けて両案を徹底的に議論すること、すなわちこのような場でございますが、必要であるということをやまず冒頭申し上げておきたいと思っております。

その上で、簡潔にという副議長の御指示でもありましたので、配偶者や子を皇族としないという主張については、事実上の不都合ということをやまず、憲法上の課題ということについても、これも御指摘をさせていただいたところであります。

そして、もう一方の配偶者や子を皇族とするという主張につきましては、そもそもこれは女性皇族のみならず、その配偶者と子が皇族になるということになれば、この本会議のまさに重要な論点でもあります皇族数の確保、この目的には沿うということ、また、憲法適合性に関しまして、これも不都合が生じないというふうに考えられるんではないか。

そして、一方、この有識者報告書の中にもありました、配偶者と子を国民とするという部分については、いわゆる女系天皇論との関係を示されておりましたが、これは、そもそも皇族の中から誰に皇位継承権を与えるかという部分、定めるかという部分については、これ典範の一条で規定をしておりますので、現在は男系男子と規定されている関係上、これは配偶者や子を皇族としても、

その皇位継承、直ちに女系天皇につながるものではないと考えておりますので、こども、有識者報告書の中における配偶者と子を国民とするということについては、余りにもこれは議論がなされていないのではないかとこのことを指摘したところであります。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　まずは、日本維新の会さん、一言。

○参議院議員（浅田均君）　女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について日本維新の会の考え方を申し述べます。

これは、もう既に昨年この場におきまして、当時の馬場代表が発言しておりましたのでございますが、減少する皇族数を安定的に確保するための具体的な方策として、政府報告は、一番目、内親王、女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること、二番目、皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族にすることの二案を軸に、今後、具体的な制度の検討を進めていくべきではないかと述べております。

私たち日本維新の会は、第二番目の養子制度の導入案を高く評価しており、この制度の導入に最優先に取り組みべきであると考えております。

したがって、第一案の女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する案につきましては、今も御発言ありましたけれども、男系による皇統継承をなし崩し的に消滅させ、皇位継承資格を女系に拡大しかねないという懸念の声があることにも十分留意すべきであって、配偶者と子は皇族の身分を持たないということが適切であるということはか

ねてから主張しておるとおりでございます。

以上でございます。

○衆議院議員（藤田文武君）　済みません、いいですか。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　はい、どうぞ。

○衆議院議員（藤田文武君）　それを踏まえまして立憲民主党さんにお伺いしたいんですけども、我が党は、ずっと申し上げているように、やはり二千六百年と言われるこの長い歴史の先例をやはり重視すべきで、先例の枠外か枠内かというのは非常に重要な線引きであるというふうに考えています。

その上で、この子や配偶者の身分については両論併記で意見書を出して、意見表明していただいているというのはもちろん承知しておりますが、この子や配偶者に皇族の身分を与えたという例は一例もございません。ですから、これをもし成すというのであれば、その先例を覆すという意思かということは一応確認をしておきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　それでは、立憲民主党さん、今の質問に対して。

○衆議院議員（馬淵澄夫君）　まず、先例にはないというお話ございましたが、一方、現時点における、近代における家族の姿というのは、家族一体であるということが国民のある意味総意だというふうにも私ども考えておりまして、そこを国民と皇族という身分の違う立場、明らかに憲法上制約がなされる立場である者が同じ家族と成すということについては極めて事実上の不都合が生じる

のではないかと考えております。

その意味では、先例にはないということであり
ますが、現行の憲法上で定められた様々な典範の
規定も先例とは異なる部分が実はそこに込められ
ている、例えば男系男子ということでありますが、
過去においては、先例上は女性の天皇もいらっし
やいました。

したがって、今我々が考えなければならぬのは、
歴史と伝統を尊重しながら、またかつ、現行
近代における家族の在り方、そして皇室を継続的
に長らえさせていく、皇室を継承させていく上に
おいて必要なことは何かということをしつかりと
議論すべきだということを繰り返し申し上げてい
るところです。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 自由民主党さ
ん。

○参議院議員（衛藤晟一君） 立憲民主党さんが
言われる両論併記の意味も分かりましたけど、ま
ずは結婚を機に民間人から皇族の身分を持つとい
うようなことになると、逆に婚姻の自由を妨
げてしまう、非常に大きなハードルになると思
います。

それから、先ほどからお話がありましたよう
に、先例はありません。家族ということと言われ
るんであれば、これも有識者会議で相当議論をさ
れたはずでありまして、実質的には家族になられ
ても円満にやることはできるということについて
私、有識者会議の報告も読みましたので、そうい
う報告もなされておりました。言わば民法上の同
居・協力扶助義務が生じることから、皇族である

妻と皇族でない夫が協力して活動、生活をしてい
くことは十分に可能であるということをはつきり
と指摘をされているのであります。

第二次安倍内閣の最初に女王及び内親王の皇族
としての身分を維持できないかということについ
ていろいろありましたが、何らかの新しい身分が
できるのかということについての議論をしました
ら、新しい身分をつくることは、これは憲法違反
につながる可能性が極めて強いということでした。
しかし皇族として活動を続けていただく処遇は可
能であるという議論もありました。配偶者に皇族
としての身分を付与しなくても夫婦としての活動
生活をしていくことは全て可能であるということ
を有識者会議でも結論として得ていますので、そ
れを無理やり変なことすると、これはむしろ歴史
上かつてないことでもありますし、大変なことにな
ると。

まあ、ちょっとこれは言い過ぎになるかもしれ
ませんが、十四代将軍家茂のところに皇女和宮
様が嫁がれました。皇族の身分を持ったまま行き
ました。ですから、そこでもし配偶者も皇族とし
ての身分を認めるということは、日本においては
男性皇族ということとは皇位継承権を有する人とい
うことになります。そうなりますと、家茂が征夷
大將軍で、そして天皇にもなれる可能性があるとい
うことになってきて、とんでもないことになる
わけですから、もっと歴史をちゃんと俯瞰するべ
きではないのかという感じがします。

立憲民主党さんから言われた疑問について、是
非私は、検討委員会の中でもこういう議論をずっ

とされたという報告書を読みましたので、そうい
うところはこういう議論をされたのかちよつと発
表してもらいたいと思っています。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 後ほどそれは
政府にも説明してもらいたいと思っておりますが、
その前に、国民民主党さん。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） ありがとうございます。

もう前回と同じことを改めて申し上げますが、
附帯決議の第一パラグラフ目に、「皇族方の御年
齢からしても先延ばしすることはできない重要な
課題である」ということを改めて鑑みて、今日も
こうして集まって話をして終わってまた次集まる
ということを繰り返すことを避けるべきだと思います。

馬淵先生からあったとおり、立憲民主党さんも
何かどちらかを否定しているわけではなくて両論
併記で出しておられて、それをだからしつかり協
議をしなければいけないとおっしゃっておられる
ので、まさにこの場でしつかり協議をして、一つ
一つ論点を潰していく、前向きな議論につなげて
いくことが必要ではないかなと。

その上で、多分大きな争点になるのが憲法上の
問題だと思えます。ですから、ここは法制局に、
事務方にちよつとお答えいただきたいんですが、
いわゆる二十四条一項と十四条一項の関係ですね、
同じ家族の中に違う身分の者がいる、あるいは選
挙権の行使等々において日本国民として認められ
る権利が引き続き認められる、認められない、同

じ家族の中に違う人がいると。ここは憲法上乗り越えることがそもそも可能なか可能じゃないのかというところをまず明確にしないと、その選択肢としてあり得るのかないのかということも議論ができないので、その点事務方として教えてもらいたいのが一点です。

もう一つは、いわゆる女性宮家です。仮に身分を残した場合に、その女性皇族は宮家を創設するのか、ただただその身分を保持し続けるのか。具体的には、秋篠宮家というところから女性皇族がじゃ結婚して皇籍を離脱されずに残った場合に、よくその女性宮家の創設等について議論しろということなんです。女性皇族として身分を保持することと宮家の創設というのはどのように連関するのかしないのか。この点についても、ちよつと事務方からまずしっかり御説明をいただきたいというふうに思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

まず、じゃ、内閣法制局と衆参の法制局に今お話のあった憲法の二十四条と十四条一項の問題について御発言をいただきたいというふうに思います。

その後、女性宮家という概念について、少なくとも有識者報告というか有識者会議の中でどういう議論があったのか、あるいはこの概念そのものについて事務方の整理をしていただければと思っています。

どうぞ、内閣法制局ですね。

○内閣法制局第一部長（佐藤則夫君） 内閣法制

局でございます。

御質問いただいた点につきまして、まず憲法十四条についてお答え申し上げます。まず憲法十

まず、皇族の範囲につきまして、皇室典範、すなわち法律に委ねられているというところでございます。

その上で、この具体的な制度が、今御検討の中、必ずしも明らかではないと認識をしておりますが、一般論として申し上げますと、憲法第二条は法の下の平等を定めた憲法十四条の言わば特則を成す規定と解されまして、これを踏まえて、皇室典範、現行の皇室典範におきましては、皇位継承者を男系の男子に限る旨を規定し、同時に、皇室典範十二条におきまして、女性の皇族、婚姻の際は皇族を外れるということなどを規定を置いております。

このように、この皇位継承者を男系の男子に限るということと踏まえて、女性皇族の配偶者の方とお子さんが皇族の身分を有しないという制度を検討いたしましたも、憲法十四条との関係において問題が生ずるものとは認識をしております。その関連で、今度は憲法二十四条についてお話をしたいと思います。

まず、憲法二十四条一項の規定につきまして、最高裁の判決におきまして、この憲法二十四条の規定というものが、両性の本質的平等の原則を婚姻及び家族の関係について定めたものである、夫たり妻たるのゆえをもつて権利の享有に不平等な扱いをすることを禁じたものと説示をされているところでございます。

この点につきましても、一般論で申し上げます

と、配偶者の方に皇族の身分を有しない、そういう案におきまして、例えばこの参政権ですとか政治活動の自由など婚姻や家族と関係しない権利につきまして、その内親王あるいは女王たる配偶者の方との間で差異が生ずる状態になったとしても、この点につきましても基本的には憲法二十四条一項の適用が問題となるものではない、このように考えております。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 衆参の法制局も何かあれば。

どうぞ、衆議院の法制局。

○衆議院法制局長（橋幸信君） 衆議院法制局の橋でございます。

衆議院の先生方をお手伝いしている立場からお答え申し上げます。

憲法二十四条一項、二項及び憲法十四条一項との関係に関する御質問でございますが、御指摘のように、女性皇族の配偶者に皇族の身分を与えないことは、これらの条項に反するおそれがあるのではないかとの疑義を指摘する専門家の御論考があることは承知してございます。

他方、この論点は、女性皇族が婚姻しても皇族の身分を保持するという新たな制度創設が前提となつていふものであり、これに直接言及する憲法学説は非常に少ないように存じます。議論が一定の方向に収れんする状況にはいまだないようにも思われます。

その上で、あくまでもこれまでの一般的な考え方をベースにした上で考えてみますと、一つ、天皇及び皇族に関する憲法第一章の規定は、基本的

に国民の権利、義務を定める憲法第三章の規定の例外と解されていること、二つ、また、二十四条で問題とされているのは婚姻及び家族に関する事項であること、三つ、さらに、現行皇室典範における男性あるいは女性皇族の婚姻における身分取得の違いが現行憲法下で適合性を持っているものと一般的に考えられていることなどを踏まえて考えますれば、御指摘のような憲法上の問題は生じないとする見解が有力であるように思われます。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 家庭内での身分の差異によって生じる憲法上の課題については、今お話のあったとおりで、問題とするものではないというのが一般的であるということでございます。

政府の方から、女性宮家の創設について、特にその概念等の説明をお願いします。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 山崎でございます。

附帯決議に女性宮家という言葉がありましたので、それをどういうふうに議論していくかということがまず有識者会議で議論になりました。実のところ、皇室典範の改正とか、それから法律の措置になりますので、宮家というものが法的にどういう位置付けになるのかという議論から始めたわけでございます。ところが、現行の民法も、それから皇室典範も、家という制度を取っておりません。家ということを前提にせずに、両性の平等の中で婚姻が行われていく、そのお二方の協力義務によって婚姻関係というのは継続していくという

ふうになっておるわけでございます。

宮内庁とも議論をしまして、宮家というのは何かというのを聞きしたんですが、それは独立の生計を営む皇族の方に天皇陛下からその呼称を賜る、宮号を賜るというようなものであって、法的な位置付けはないというふうな議論をいただきました。

そこで、私どもとしては、その本質は、内親王殿下とか女王殿下が、現在は御婚姻なさると必ず皇籍離脱をなさるわけですが、それをある意味では止めないと皇族の数が減少していくと、そうすると、婚姻をされても内親王、女王の身分といえますか、ポジションを保持されることというのが女性宮家ということの本質なんではないかというふうに議論したわけです。ただ、法制的には宮家という言葉はありませんので、この報告書では、宮家という言葉を使わずに、内親王、女王様がその婚姻後も身分を保持されるということで議論を進めてまいりました。

そこで、家ということは現在の法律ではないわけですが、その旦那様とかお子様が皇族になられるかどうかというところにつきまして、実は第四回会議のヒアリングで、家族法、親族法の専門家の最高裁の元判事の方に来ていただきました、どんなふうに考えたらいいだろうという話をしたわけでございます。

まず、そのとき、氏を例えば皇族の方は持つておられず、それから、一般の方は持つておられると。で、その方が結婚なさったときにどうするかというときに、氏がない方と氏がある方が結婚す

ると、それについても特に法的な支障にはならないだろうと。そのときに、私どもも調べてみますと、例えばおめでたい国際結婚があつて、外国の方と日本国籍の方が結婚した場合、日本国籍の方には戸籍があつて、外国の方には戸籍がないと。それでも円満に夫婦の関係というのは維持できておりますので、法的な支障には特にならないだろうと。皇族の方は皇統譜に記載され、皇族でない方は戸籍を持つておられると。こういう状況になるんだらうというふうに思ったわけでございます。

それから、あと、お子様ができましたときに、どういうふうに親権を行使するんだという議論もございました。夫婦は子に対して共同親権を行使することができ、子に対する監護、教育をする権利と義務を有するので、子育て的にも法的な支障はないというお話をいただきました。

それから、扶養義務といえますか……

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 法的な何。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 法的な支障はないというふうに考えました。

それからあと、例えば内親王殿下には公的なお身分をお支えするような経費が出ていて、それで旦那様の方には出ていないと。そのときにどうなのかという議論もしたんですが、これは、夫婦には民法上、共助する、助け合う義務というのがかかっておりまして、どちらかに収入があつてどちらかに収入がないときに夫婦は協力し合つて生活するんだということもあるということでございます。そして、そういうことであれば、旦那様とかお子様

に、ある意味皇族というのは基本的人権の内在的制限がございまして、そういうことまで強いなくとも大丈夫ではないかという議論がありました。それからもう一つ、他国の例でございますが、これはある専門家がおっしゃったんですが、イギリス王室で、アン王女は王族だけれども、御家族は王族でないと、それによって問題が生じているわけではないという御指摘もありました。

そういった意味で、今回の報告書は、まず皇族の数を確保するというところで、現在いらっしゃる内親王、女王様方に、婚姻後もいてくださる、しかも、そこが独立生計を営みますと、必ず独立生計を営むだけの御費用は出ますので、そういったことをもちまして、附帯決議にありました女性宮家というものを議論したということになったのではないかとというふうに考えた次第でございます。以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） いわゆる有識者会議の検討経緯ということで今御説明いただいたんですが、法制局は法律論的に何かありますか、補足すること。

○内閣法制局第一部長（佐藤則夫君） 特にございません。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 衆参も大丈夫ですか。

○衆議院法制局長（橋幸信君） ございません。

○参議院法制局長（川崎政司君） ございません。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） じゃ、日本共産党さん。

○参議院議員（小池晃君） ありがとうございます。

す。

冒頭、衆参両院議長から、論点を絞って今日は議論をするという、そういう提起がございました。ただ、今日のテーマ、「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」と、その意見交換ということですけども、この論点そのものは、これは政府の有識者会議の報告に沿ったものであります。

私たちも繰り返し指摘しているように、なぜ男系男子による継承というのを不動の原則としたまま議論をするのか、この議論のやり方に大きな問題があると考えております。なぜ女性天皇を議論をしないのでしょうか。

憲法の規定に照らせば、多様な性を持つ人々によって構成されている日本国民の統合の象徴である天皇を男性に限定する合理的理由はどこにもありません。女性だから天皇になれないというのは男女平等を掲げる憲法の精神に反すると考えます。女性天皇を認めることは日本国憲法の条項とその精神に照らして合理性を持つと考えておりまして、女性天皇について正面から検討すべきだと思います。

女性天皇等の検討を棚上げしたまま皇族の数を確保するという理由で女性皇族を婚姻後も皇族の身分にとどめ置くための議論をするというのは、全く筋が違います。

また、国会の附帯決議は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について検討を行うとしておりますが、この附帯決議に挙げられた諸課題をも棚上げした議論だということ

とも指摘をしておきたいと思えます。

いずれにしても、天皇の制度の問題は、日本国憲法の条項と精神に基づいて議論、検討すべきだということを重ねて強調しておきたいと思えます。以上であります。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 社会民主党さん。

○参議院議員（福島みずほ君） どうも御説明も本当にありがとうございます。

社民党も、なぜ女性天皇を認めるかどうかの議論をしないのかということを変更して申し上げます。結論は両方あり得るかもしれませんが、社民党は、女性天皇に、導入することに賛成ですが、これが大きな論点にならないことは、附帯決議の安定的な皇位継承を考えるという点で、やはりそれは、なぜこれを除外するのか分かりません。女性天皇を認めれば安定的な皇位継承に最も資するというふうに考え得るのになぜ除外するのか、ちよつと分かりません。

それから、女性皇族が結婚した場合にその身分を失うかどうかというところにもちよつと言いますが、現行の皇室典範は、「皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。」と十二条はなっております。自動的に皇族の身分を離れるわけですが、皇室典範をもし改正するとすれば、社民党は、皇族で居続けることもできるし、皇族の身分を離脱することもできるという選択制を認めるべきだというふうな考えっております。結婚の自由もやっぱりこれも非常に重要な権利であって、皇族であり続けるか、ある

いは一般人になるかという選択肢をやはり保障するべきだと思っております。

そして、今回の論点である「女性皇族の婚姻後の配偶者及び子の身分について」、申し上げます。以前、社民党は、これは平等に取り扱うべきではないかというのを申し上げました。もちろん憲法十四条との関係などとの整合性もあつたわけですが、女性天皇、女系天皇を認めないということであれば、それは、子供は皇族ではあつても、例えばその子が男の子であつても、認めるべきだと社民党は考えますが、その女性の皇族の子供が、この子は皇族ではあるんだけど皇位継承を持たないわけですよ。それはやはり問題ではないかというふうに考え、その点からも女性、女系天皇を容認しない立場で皇族にするというのは問題ではないかと思えます。という立場です。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） れいわ新選組さん。

○衆議院議員（上村英明君） 発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

れいわも、前から言っていたことを若干繰り返しますけれども、この問題については、やはり国民の間に広い議論を起こして始めるという前提があり、残念ながら、今のお話なんかも、初めて聞くような話がこの場で出てくるというのはいかなるものかと。それから、こうやってこういう議論の場を設けていただいたことには感謝をしたいとは思いますが、どう考えてもやっぱりこれ密室ですよ。その意味では、やはりもう少し

広い形で議論を一から組んでいただきたい。

先ほどから、先延ばしにすることはできないとおっしゃられていますけれども、今の例えば災害救済とかに比べれば、これは十分まだ議論できる時間はあるというふうに思っています。その意味では、やっぱり議論を尽くす、あるいは広く議論を尽くすということを様々な論点も含めてやっていただければというふうに思います。

それから、選択制の話は今、社民党さんからされたんですけども、例えば、女性の皇族の場合に、配偶者とそれから子供さんの話がありましたけれども、配偶者と子供を選択肢からすれば一緒にしなくてもいいんじゃないかという議論もあるわけです。これは何かというと、配偶者は自分のポジションをきちんと選ぶことができるということがあります。ですから、配偶者についての問題と子供についての問題を分けて考えるということも決してなきにしもあらずかなと思います。そういう意味でのいろいろな可能性をもう少し、ここだけではなくて、もっと広い範囲で議論していただきたいと思っています。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 密室だという話もありますが、現状、今フルオープンではありませんけど、議事録はすぐオープンになっていますので、公開されておりますので、その点は御承知おきをということでございます。

有志の会さん。

○衆議院議員（福島伸亨君） 発言の機会をいただきますまして、ありがとうございます。

まず一点は、やはり先例を超えることをやると

いうことを、この長い皇室の歴史の中で、たつた前回の数年前の選挙で選ばれた我々だけで決めるいいものかという抵抗がある党派等が大多数なんじゃないかなと私は思っております。

そうはいいいながらも、国民の総意で決めるということですから、少数の意見も大事にしなければなりませんけれども、時間的な制約もあるという中で、私は、先例を超えることを議論する場合とそうじゃないものを明確に分けて、まず先例のある範囲の中で何ができるのかということで結論を出した上で、先例のないことを結論を出したいのであれば、これはもう十年二十年、百年二百年掛かってやるような話ではないかと思っておりますので、そこを私は分けるべきではないかと思っております。

その上で、立憲民主党さんにお伺いをしたいんですけれども、先ほど法制局、内閣、衆参、衆議院の法制局の方から憲法上の諸問題はほぼないだろうという話の中で、積極的に、じゃ、その皇族の身分を与えなければならぬという理由は、先ほど家族の一体性とかそういうのがありましたけれども、それ以外に何が考えられるのか、その辺り網羅的に是非御説明をいただければというふうに思います。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 後ほど立憲民主

主党さんに発言してもらいますが、公明党さん。

○参議院議員（谷合正明君） ありがとうございます。

制度の検討に当たっては、私たち公明党は、国

民の理解、そして歴史と伝統の尊重、皇族の方々の思い、この三つの観点を重要だということとは指摘してきたところでございまして、既に意見表明もさせていただいておりますけれども、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持するということは、これは制度化を検討すべきだと考えております。

その上で、婚姻後の女性皇族の配偶者、子は皇族の身分を持たないとするのが適切だというふうに考えているところがございます。配偶者となる方の職業選択の自由等、一般国民として保障されてきた自由は保持されることが女性皇族の方の婚姻の支障とならないのではないかと思います。

なお、憲法上の問題につきまして、憲法二十四条一項、また十四条の話がございましたけれども、法制局の方からお答えいただいたとおりでございますが、我々としても憲法上の問題が生ずるとは認識をしております。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 参政党さん。

○参議院議員（神谷宗幣君） 我々、最初の人に、皇族の確保という点では結婚後も皇族の身分を保有されてもいいんではないかと、保持されてもいいんではないかというふうに答えておりましたけれども、今、他党のお話を聞いていまして、結婚後の御家族ですね、御主人、お子さんにも皇族の身分を認めるといような議論に広がっているのであれば、そもそも女性の皇族の方の身分の保持もやめるべきではないかというふうな考えであります。

やはり、男系男子できちつとつないでいくということがやっぱり日本の今までの先例であり、それには合理的な理由があったはずなんです。そこをまた聞き出すと長くなるのであえて聞きませんが、そこはしっかりと守っていく。

だから、今回、女性の方に結婚後、皇族の身分を認めることによって女系天皇の方に流れがつくられるようなことになるのであれば、これは流れを、先例をどんどん変えていく、広げていくということになりましたので、そうであれば、参政党はむしろその女性の方に対しても皇族の身分から離脱していただくというふうにした方が明確なんではないかというふうに思っております。

そうなると、いや、公務を担う皇族がいらっしゃらないというふうになるのであれば、今皇族の皆さんにお願いしています公務自体を見直している、少ない人数でやっていただけのような形を考えていくべきではないかなというふうなことを聞いていて感じておりますので、意見とさせていただきます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本保守党さん。

○衆議院議員（河村たかし君） ありがとうございます。

まず、そもそも、私ども、この立法院というのは全知全能の神のような何かイリュージョンがあるんですけど、そもそも、この伝統とか記紀の時代から培ってきたこの日本の伝統文化、そういうのは本当に今の自分たちの世代でそれを変えたいということができるのかと、元々ね。そういう視点

の考え方も非常に重要だと思いますよ、これ。まあ一般的に言われておりますけど、私も神武天皇としやべったことはないですけど、これは記紀の時代から脈々とこれ続いておる、これ、さきの大戦でめっちゃくちやになりましたけれども、しかし圧倒的な文化なんですよね、これ、伝統。だから、そういう立場から見た場合は、男系の男子というのは、これはすばらしい価値だと思いますよ。それを超えるだけの私どもはそもそも権限があるのかというところを深く考えます。

数、数というのは、皇室に数言うのは申し訳ないですけど、一刻も早く養子を復活させて、GHQのときには十一宮家の五十数名だったと思いますけど、今、まだそれぞれ聞いたことはないんですけど、今、相当の数おみえになるようでございますので、まずそちら側をきちつとやると、養子縁組の復活を。それからやれば十分なんであって、今の議論の中でも、これ、女性のまたその保持を認めるいうと、またその後どうなるかについてはまだ議論がちよっと大分残っておりますので、私は、そういう立場で、歴史に対して、やっぱり議会というか、今の時代の人間というのはもつと謙虚になるべきだというふうに私は思います。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） ありがとうございます。

○参議院議員（高良鉄美君） 沖縄の風の高良でございます。

一番最初の問題として、伝統もちろんあるで

しょうし、いろいろあると思いますけれども、慣例とか先例。だけど、法の支配というのは、政府がもう長らく言っていますよ。いろんな機会に法の支配と言っている。これは人の支配だった時代をもうひっくり返しているわけですから、法の支配を自分のところで言うんだったら、この法は何だろうということを考えないといけないと思います。だから、やはり平等ということはもうこれ基本的なところですよ。女性も男性もということですよ。

現在の子供の数を言ってみたら、一般の私たちが国民でも、この男系男子みたいなものができますかということ。できない人がいっぱいいるわけですよ。これ考えると、それと皇族もやはりそういうふうになつてくるだろうと。これ慌てたのは何年前ですよ。やはり慌てて、これを変えないともう次の承継ができなくなるんじゃないかということ、いろいろな女系の話も出てきたんだと思います。

それを考えると、法の支配の基になっているイギリスはもう既に今の状況ですよ。女王の方の子供が今なっているわけですよ、王に。やはりそういうのをきちんとやらないと、これはいつまでたっても議論にならないんじゃないかなと。女系の天皇あるいは女性天皇を認めていくということから、このルールとして、いや、もし必要ということの中でですよ。

だから、そういうことを全く排除したら、これは話にならないんじゃないかなと、ここで議論する余地がなくなってしまうんじゃないかなと思います。

ます。ちょっとこれは飛ぶかもしれないけど、女系天皇あるいは女性天皇のことをいろいろ女性差別撤廃委員会の方から勧告が来たときに、やはりそれに対して何か制裁をするということは、ここで議論しちゃいけないんじゃないかというふうに私たちが思っていますよ。それは決まっているということではなくて、ここで議論するためには、新しい問題が出てくるから議論をするんじゃないかということだと思います。

そういった意味では、世論というの私は重要だと思っています。今の世論をどういうふうに見るかというのは、これはアンケート調査もいろいろやっていると思いますけれども、その辺も是非出していただいて、国民の総意であると、主権の存する国民の総意であるということも含めると、こういったアンケートもとても大事だと私は思っています。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 先ほど質問があつて、立憲民主党さんに、配偶者と子供を皇族としなければならぬ積極的な理由は何かということ、でございますので、それにお答えをいただきたいと思いますが。

今お話が、女性天皇あるいは女系天皇についてもっと正面から扱うべきだという話がございますけれども、正副議長四者での基本的な認識は、当然といえば当然なのですが、以前中間報告で、悠仁親王殿下までの皇位継承をゆるがせにしないという中間報告を、額賀議長、あのときは尾辻議長、そして海江田副議長、ここにいらつしやる長浜副議長の名前で中間報告をさせていただいてお

ります。ですから、それを前提とした議論をさせていただく、そのことを踏まえた議論をさせていただくというのがこの場での議論だというふうに考えております。

というのも、拡散して結局何も決められなくて時間切れになるというのが私は強く懸念しなければならぬ点だというふうに思っていますし、これは両議長もそういう御認識だというふうに思っておりますので、そこは御理解をいただいた上で、当然この流れの中で、その枠の中で、女性天皇あるいは女系天皇の議論というのは出てくるわけですから、そういう中で議論にさせていただきたいと思います。

立憲民主党さん。

○衆議院議員（馬淵澄夫君） もう自民党さんからの質問から続いていますので、そこから遡ってになります。

婚姻後の皇族ということになれば、身分を付与すれば、婚姻後のその自由を妨げると、その夫と子についての自由を妨げるのではないかという御質問をいただきましたが、一方で、この婚姻に対する負担、不安、こういったものが昨今であればメディア並びにSNSにさらされるなどということ、より、逆に言えば、皇族ではないということ、不安が増すという御意見もあるということでありまして、これはもうまさに様々な御意見があることだというふうに承知をしています。

そして、これは国民さんから、玉木さんからもお話ありましたが、先ほど憲法への疑義について

のお尋ねがあり、それについては内閣法制局並びに衆参の法制局からの御答弁を頂戴いたしました。私も、繰り返し国会で、内閣委員会やあるいは予算委員会でも確認をしてきたところでございますが、確かに憲法二十四条の一項、これに関しましては、いわゆるこの両性の自由かつ平等な意思によつて、つまり第三者の同意等を要せずに婚姻が成立するという、そういった防衛的側面に加えて、婚姻という法律制度を利用する権利という側面、これらがあるというふうに言われておりまして、この二十四条一項においては、夫婦で地位と権利が分断されても、この婚姻という制度の中におけるものではこれは支障はないという答弁はいただき、そこは私も理解をしたところであります。

ところが一方、この二十四条の二項に関しましては、ここで夫や子が一般国民となりますと、皇族と明確に権利に差異が生じてしまいます。二十四条二項は、配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないという規定であり、この二十四条二項に関して私も内閣法制局に質問をし、答弁を求めましたが、まだ現時点において、いわゆるその制度が明らかでない段階では答えられないというのが国会の答弁です。

したがって、それ以降に述べられたこととというのは、あくまでも直接の御答弁ではないと、解釈ではないと私は承知をしております。これに関して、二十四条二項については、改めて衆参

の法制局の見解を伺いたいというふうに思います。

そして、女性宮家の件は、これはもう様々、先ほど内閣の方からお話ございました。ただ、一つだけ申し上げておきたいことは、法定ではないと言いながらも、皇族費が支払われている状況、これをつぶさに見てまいりますと、いわゆる殿下が亡くなられた後に残されたその妻が、この皇族費を、配偶者が亡くなられた、皇族である配偶者が亡くなられた後にもこれが、皇族費が、二人、まさに両名分ですね、支払われるということで、一体と成す家としての見方ということが実際には皇族費の支払等で見られるということから、法定されている呼称ではありませんが、やはり家族一体という見方というのは間違いなくそこには存在するというのが現実ではないかというふうに理解をしているところでございます。

そして、直接の質問でいただきました、身分付与しない何が問題なのか、また、この夫と子が身分が違うという、皇族ではないということ、皇族の身分を持たないことがこれが支障にはならないのではないかと、これは有志の会と公明党さんからも御質問といたしますが、御意見を頂戴いたしました。先ほど申し上げたように、私どもは、この選挙権や被選挙権、あるいは職業選択の自由、特にこうした部分は、いわゆる政党や宗教団体、営利企業を主宰することが自由であります。こうしたことが女性皇族の皇族としての品位や政治的な中立性に重大な影響を及ぼす事態が生ずる可能性があるということにつきまして、野田内閣での、いわゆる野田内閣における論点整理の

中で正式にこれは言及されている文言であります。更に言えば、そこでの言及はより踏み込んで、そのような事態になれば女性皇族が皇室を離れる事態さえ、これも懸念されるとまで述べているわけでありまして。

したがって、やはりこは、課題としては十分に私はこれは検討しなければならぬ部分であるということをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 衆参の法制局、今二十四条二項で衆参法制局の御意見をどうか、見解をとということでございましたけれど、何かございいますか。

はい、どうぞ。

○参議院法制局長（川崎政司君） 参議院法制局長、川崎でございます。

憲法二十四条二項の関係についてお答えを申し上げます。

憲法二十四条二項は、婚姻及び家族に関する法律の規定が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚していることを求めるものでございますが、女性皇族とその配偶者及び子の家族間での人権保障の差異が直接に婚姻、家族に関する事項に関わるものでない限りは、憲法二十四条二項との関係で問題を生じることではないかと、一般的にはこのように解されるのではないかと思います。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 衆議院もお話あります。

○衆議院法制局長（橋幸信君） 大変難しい問題であると拝察いたします。

先ほども申し上げましたように、この分野における文献は大変少ないと。しかも、御専門家の御論考で、明らかに問題があるという御指摘も承知しておるところです。したがって、そのようなことを念頭に置きながらも、現在、一般的に通用している憲法解釈としては、ただいま参議院法制局長がおっしゃられたとおりの考え方が有力ではないかというふうには思われます。

ただ、生意気ですけど一言付言させていただければ、憲法適合性があり得るということと、どのような制度設計が現時点において合理的かというのはまた別異の問題ではないかと拝察いたします。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） どうぞ、自由民主党さん。

○参議院議員（衛藤晟一君） 先ほど配偶者の問題で、自民党から意見ありましたとあって、恐らく私が言った内容でしょうけれども、今は女性皇族が結婚したら民間人になれるんですけど、今度女性皇族と結婚された民間の配偶者を皇族にということになってくると結婚のハードルが高くなるんじゃないでしょうかと、逆にですね。

ですから、そのことを申し上げたんで、ちょっと先ほど御指摘いただいたことと違う中身です。民間の方々に、じゃ、皇族になりますかということに、はい、喜んでという格好にはなかなかなるんではなくて、これは大変だということで結婚に

対するハードルが高くなってしまうのではないのかということをお願いいたします。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 先ほど自由民主党さんから、例えば、家族間の身分の違い、民間人であっても皇族に準ずるような処遇は可能なのかという御意見というか説明があったのですけれど、これは政府の方で何か検討した経緯はありますか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 当時、やはり配偶者の方、それからお子様について、基本的人権をすべからず尊重をする方向で考えるべきだという話があつて、その結果、皇族にしますと、いろいろ御指摘がありますが、例えば選挙権、被選挙権がなくなるとか、職業選択についても内在的にいろいろあるだろうという前提の中でこういうふうな報告書を書いたわけでございます。

そのときに、実は傍論といいますが、中での議論として、御処遇ですね、例えばその内親王殿下と一緒に御出張なさるときに旅費が出るとか、それから、そのときに従来の自分のお仕事をお休みになって何かするとかの費用弁償をするとか、あるいは、例えば御用地の中に内親王がお住みになるときに、その内親王とともに家庭生活を送るのであるから、その御用地に一般の民間の方でありますけれどもお住みになるとか、そういうことは十分にあるだろうし、それから、一般の警察ではなくて皇宮警察が皇族方をお守りしておりますが、その方々を内親王とか女王と一緒に行動なさる方として皇宮警察がお守りするようなこともできる

だろうというふうに考えたことはございます。

ただ、なかなか難しい部分がありますのが、日本国憲法上、皇族と天皇というのはその例外になつておりますけれども、華族制度とか貴族みたいなものをつくつてはいかぬという条文がありますので、そういう面からすると、身分的なものとかそういうものが何か皇族と一般人の間にあるというのとはなかなか難しいのではないかと思います。議論をしたことが内部でございます。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 関連して、これまでの各党の御意見の中に准皇族という概念が出てきて、果たしてそれは先例があるのかどうか、法律論的に成り立つのかどうか、これは政府の方と法制局で説明いただけますか。

○内閣官房参与・皇室制度連絡調整総括官（山崎重孝君） 各党からそういう議論が出ておりましたので、内閣官房の中で検討していることを申し上げますと、実は、歴史上、御指摘ありましたように、皇族ではないが皇族に準ずるというような身分につきまして、准三后（じゅんさんごう）と書くんですけども、そういうものがあつたことがございます。それは、皇后それから皇太后、太皇太后に次ぐ位置ということで、准三后（じゅんさんごう）と書いて、准三宮（じゅさんぐう）とか准后（じゅごう）ということがございました。

これは、私も調べてみますと、平安時代の藤原良房という摂関政治の初めの方が、皇族ではないけど、その准三宮というお立場をお得になった。その後、一般人で申しますと足利義満とかですね、

そういう方々もなつてございます。

ただ、いろいろ調べてみますと、やっぱり皇族であつて出家なさつた方だとか、あるいは、何といますか、天皇をお産みになつたお母様のお母様とかですね、何かそういういろんな方々を特別な扱いにしたことがあるようございます。その本質は、どうも一つは、先ほど申しましたような処遇の問題、例えば禄が出るとか、それから官位の叙任権があるとか、そういうその処遇の問題の部分と、それからもう一つ、身分として、皇族に次ぐ身分ということがあつたようございます。

そういった意味で、准三宮とか准后という話になりますと、恐らく身分的なものまで入れてしまうと、憲法の華族制度とか貴族の制度は駄目だと言っているものに関係してくるのかなというふうに私どもとしては検討しているところでございます。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　じゃ、内閣法制局。

○内閣法制局第一部長（佐藤則夫君）　それでは失礼いたします。

まず、今お話にございました、准三宮あるいは准皇族と申しましたでしょうか、こうした制度につきまして、具体的にこの検討をしたことはなく、また、この具体的な地位や権利義務の制約の内容など明らかではないことから、必ずしもお答えすることは難しいところでございます。

ただ、その上で、一般論として申し上げるとするならば、今、山崎参与の方からお話ございま

した、憲法十四条第二項におきまして「華族その他の貴族の制度は、これを認めない。」という規定がございます。そうしますと、この皇族ではない、あるいは一般国民ではない、しかし准皇族とおっしゃられるのか、そうした地位について、この憲法十四条二項との関係で、まあこの憲法十四条二項に反するものになるのではないかという問題があるかと考えます。

また、若干実質的な権利義務の内容について触れますと、天皇陛下につきましては、御承知のとおり、第一条におきまして日本国の象徴であり日本国民の統合の象徴であるとされております。また、第二条におきまして皇位は世襲のもの、また第四条におきまして国政に関する権能を有しないとされていること等から、この基本的な権能につきましては一般の国民と異なる一定の制約があるという理解され、また、皇族につきましても、その特殊な地位にあることから、天皇陛下に準ずるものと考えられるところでございます。

一方で、この准皇族といった方々に何らかの特別の権利の付与や人権の制約を予定するということとあれば、そうしたこの特別の権利ですとか人権の制約がいかなる理由で正当化されるのか、こういった点につきましても検討すべき問題があるうかと考えております。

以上でございます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　衆参の法制局もあれば。どうぞ。

○衆議院法制局長（橘幸信君）　衆議院法制局の橘でございます。

一部繰り返しになりますが、現時点で考えている事柄を申し述べます。

准三宮あるいは准三后という歴史上の存在をひつくるめた上で准皇族というふうな言葉が使われた場合に、この准皇族という意味合いが、今しも政府の方から御開陳されましたように、皇族でも一般国民でもない第三の身分を意味するものであれば、これは明らかに法の下の平等原則や華族その他の貴族制度の禁止を定める十四条一項及び二項との関係で大いなる疑義を惹起するかと思います。

他方、元々この准皇族という言葉を使われて提案しておられる今谷明先生、国際日本文化研究センターの名誉教授の先生が有識者会議のヒアリングでおっしゃられたことを拝見いたしますと、これは今般の有識者会議及び野田内閣当時の有識者会議両方ですけれども、例えば入夫される男性についても准皇族的な待遇を一代限りでお与えすればいいのではないか、そのような知恵があるんじゃないのかなどと述べておられます。その御真意は分かりかねますけれども、准皇族という身分の部分ではなくて一代限りといった部分などに着目すれば、新たな身分の創設というのではなくて、あくまでも現行憲法の枠内での配偶者や子供に対する一定の条件下での皇族身分それ自体の付与を模索する御発言とも受け取れるのではないかと拝察するところでです。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　日本維新の会さんや国民民主党さんに発言していただきますけ

ど、まだ一度も御発言ないので、N党さん。

○参議院議員（浜田聡君） NHKから国民を守る党会派でございます。

御意見の機会をいただきまして、どうもありがとうございます。

二点申し上げたいわけですが、一点目は、今回の件に関する我が会派の意見でございます。

こちらは繰り返しになりますので簡潔に申し上げます。

女性宮家創設に当たっては、条件付賛成とさせていただきます。

こちらに関しては、条件というものは、もう先例に反しないということが大前提でございます。

具体的には政府案の第二案、第三案でありますように、皇統に属する男系男子の方と御結婚なされるときを条件として想定しております。

もちろん、この皇室であつても、どなたがどなたと結婚するかというに関して他人が申し上げることというのには非常に失礼であることは重々承知であります。

一方、日本国民における国体を守る上で非常に重要なことでありますので、失礼を承知の上で申し上げます。

我が会派の意見としては、繰り返しになります。

二点目は、やはり玉木雄一郎さんもおっしゃったように時間が限られているわけでございます。

やっぱり各派、各党各会派いろんな意見があると思ひますけれど、やはりできるだけ、まあ拡散するのはいいとは思ひますけれど、しっかりと決まったことについてはやっぱり立法院である程度の

一定の意見は出していくべきだと思いますので、そういう意味では、恐縮ではございますが、玄葉副議長の方ですね、リーダーシップ、大いに賛同するところでございます。一国民としてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 日本維新の会さん。

○衆議院議員（藤田文武君） ありがとうございます。

ちよつと准皇族の話について発言しようと思ひましたが、橘局長からそれを許容する、このいわゆる論理構成をお話いただいたので、そこをお話ししようと思ひましたが、加えて言いますと、

先ほど内閣の方から話がありましたように、当時の身分というのは処遇に密接に係つていたということでありましたから今回も処遇の話は非常に重要ということで我々も認識していて、その処遇はあつてしかるべきだというのが整理であります。

で、その身分につながる、これは憲法上の疑義が生じるというところで、私の整理では処遇が第一番に大事で、ある種の称号のような立て付けというのは制度設計上あり得るのじゃないかなという整理をしております。

それから、先ほど立憲民主党の馬淵先生が、かつての議論の中で配偶者のいわゆる様々な活動が女性皇族の品位を妨げる可能性があるのではないかとということがありましたけれども、それを抑止するために様々な人権を制約して皇室の中に入つてもらうという議論は私は本末転倒な議論であつ

て、むしろ一番最初に問いかけをさせていただいた先例を覆すということをしてはいけないというスタート地点に立つておられるんでしょうかという質問にやっぱり戻るんですね。

私は、先ほど有志の会の福島先生がおっしゃられたことにいたく賛同しております。やはり今、現時点の我々の国会での意思決定というのは現時点のものでありまして、まさにこの千年以上、二千六百年と言われておりますこの歴史にやはり忠実に、そして敬意を払つて我々がここに立つということが最も大事でありまして、その線引きは、私は、先例にあるやなしやということが大きなこの線引きの一つだというふうに申し上げておきたいと思ひます。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君） 国民民主党さん。

○衆議院議員（玉木雄一郎君） この表にもあるとおり、准皇族というのは我が党からも提案をさせていただきました。そのときの趣旨は、新たな身分をつくるつもりは全くございません。それは現行憲法との関係もあります。

ただ、予算措置を含めた処遇については様々な工夫があるのではないかと。やはり、御結婚されたときに夫婦で行動されることもあるので、そういったものが逆に分けてしまうとそれもまた変な話になってしまふので、そこは、特に皇位継承権はないですよということとは明確にしながら、ただ、まさに家族として、夫婦としての一体性を尊重しながら一定の処遇を行つていくということは可能ではあるし、過去のまさに先例も調べて、そういう

った歴史との整合性も保ちながら、ちよつと言葉は選びますけど、准皇族という形にしてはどうかと。

ただ、一つ検討した方がいいのが、殿下等のその敬称についてどうするかということについては、待遇であり身分にもかなり関わる問題ではあると思うので、こういったことについては更に詰め協議をしていけばいいと思いますけれども、いずれにせよ、身分ではなく待遇として、一代限りにおいて准皇族といった扱いをすることについては可能ではないか、むしろそういった可能な形を具体的にしっかりと詰めていくことが重要ではないかなというふうに思います。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　そろそろ時間なんです、立憲民主党さん、いろいろそれぞれ御意見がございましたけれども、何かございますか。今日のところはいいですか、取りあえず。

れいわさん、どうしてもということであればということ、短く。

○衆議院議員（上村英明君）　ありがとうございます。

だんだん意見を聞きながら思い出したのが、チャールズ・ダーウィンというイギリスの学者がいるんですけども、彼が「種の起源」の後に言った言葉で、生き残る人たちは生き残る生物は何かというと、強いものでは決してないんだというふうに言っています。何かというと、変化に対応できるものが生き残るということを行っています。今我々がここでやっていることは、二十世紀、二十五年たった後その時代にこの問題をどう

解決するかということ。例えば男子男系だけに限るなどという、議論がこの時代できるのかということ。をちよつと皆さん、大枠で考えたいだければ大変有り難いというふうに思います。

以上です。

○衆議院副議長（玄葉光一郎君）　議論は尽きないと思いますけれども、約一時間二十分で大体予定の時間に近づいてきております。

額賀議長、関口議長、何かございますれば御発言いただければと思います。よろしいですか。長浜副議長、よろしいですか。

それじゃ、本日の論点について、改めて、いわゆる女性皇族が婚姻後も身分を保持したときに、配偶者、子供をどうするかということについて、言わば民間人である場合と皇族とする場合と、一定程度比較検討ができたのではないかというふうに思っております。

衆参四人の正副議長でもう一回整理をさせていただいて、必要とあらば、改めてこの論点について意見交換を行う機会を設けたいというふうに思っております。

ただ、次回は、「皇統に属する男系男子を養子に迎えることについて」ということを論点に一度議論をさせていただきたいというふうに思います。なお、日時につきましては、調整の上、事務方から連絡をさせていただきます。

以上で本日は終了させていただきます。

ありがとうございます。

午後三時五十分散会